



## 新型コロナ 特別定額給付金と先払い制度のお知らせ

国の制度にもとづき、1人あたり10万円の「①特別定額給付金」が給付されます。  
東川町では、給付金を緊急に必要とされている方に、一日でも早く給付金をお届けするため、  
②先払い制度も行います。

### ① 1人あたり10万円の給付（特別定額給付金）

- 【給付対象者】 令和2年4月27日現在で東川町の住民基本台帳に記載されている方
- 【給付金額】 1人あたり10万円
- 【給付方法】 世帯主の口座に、世帯全員分を振り込みます。  
例) 夫婦と子1人からなる世帯の場合は、給付額30万円を振り込みます。
- 【申請書の発送】 5月中旬（予定） ※世帯全員の氏名が印字された申請書を郵送します。
- 【申請受付期間】 申請書発送から3カ月間（予定）
- 【給付開始時期】 申請書の審査完了後、5月下旬または6月上旬から支給を開始します。
- 【申請手続き】 以下の(1)～(3)を役場に返送していただきます。  
※申請書を送付する際に同封する返信用封筒（切手不要）でご返送ください。

- (1)申請書
- (2)本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証などの写し）
- (3)口座番号確認書類（口座番号のわかる面の通帳の写し）

※配偶者からの暴力を理由に避難し、事情により令和2年4月27日以前に東川町に住民登録をされていない方へ

- ・世帯主でなくても、同伴者の分を含めて、特別定額給付金の申請を行い、給付金を受け取ることができます。
- ・手続きを行った方とその同伴者分の特別定額給付金は、世帯主（配偶者など）には支給されません。
- ・4月30日（木）までに、東川町企画総務課（下記）までご相談願います（これ以降の相談も可能です）。

【お問い合わせ先】 東川町役場 企画総務課 総務室 ☎82-2111

### ② 1人あたり10万円の「先払い」制度（緊急個人貸付制度）

①の特別定額給付金の支給には時間がかかるため、新型コロナウイルス感染症による影響で、給付金を緊急に必要とされている方を対象に、特別定額給付金と同額を先払い（貸し付け）するしくみです。

金融機関が無利子で貸し付けするため、申請する方の負担はありません。

- 【対象者】 令和2年4月27日現在で東川町の住民基本台帳に記載されている世帯主のうち、次の(1)～(4)のいずれかに該当する方
- |                |                         |
|----------------|-------------------------|
| (1)失業された方      | (2)自営業者で、休業中または収入が減少した方 |
| (3)収入が大幅に減少した方 | (4)その他町長が必要と認める方        |

【貸付金額】 1人あたり10万円 × 世帯員の人数（町が認定した人数） = 世帯への特別定額給付金と同額を、金融機関から先払い（貸し付け）します。

※世帯の中で転入、転出、出生、死亡などの理由により、特別定額給付金の額が変更となった場合は、返還いただく場合もあります。

【返済方法】 特別定額給付金を受領委任払いで町が受け取り、町が金融機関に返済（償還）します。  
《裏面へ続く》

【手続き】 (1)東川町役場 1階 **第一会議室**にて、給付額の証明書を発行します。

(2) (1)を持って、**金融機関**に申請してください。

【受付日時】 4月28日(火)～5月1日(金) . . . . . 各日 9:00～17:00

5月4日(月)～5月6日(水) . . . . . 各日 9:00～12:00

5月7日(木)～①特別定額給付金の申請開始前までの平日 . . 各日 9:00～17:00

【支払い時期】 最短で申請した日の次の平日

【必要なもの】 **世帯主本人**が、次の(1)～(3)を持参する必要があります。

(1)**東川町農業協同組合**または**北央信用組合**の**世帯主名義の通帳** (口座番号がわかる面の写しでも可)

※いずれかに口座がない方は、口座を開設する必要があります。

(2)世帯主の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証、保険証など)

(3)世帯主の印鑑 (口座の登録印)

【その他】 事前に下記お問い合わせ先にお電話でご相談いただくと、申請がスムーズに行えます。

**【お問い合わせ先】 東川町役場 企画総務課 総務室 ☎82-2111**

### ＜東川町の新型コロナウイルスに関するその他の取り組み＞

#### ③ 子育て世帯臨時給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童手当を受給する世帯 (0歳～中学生のいる世帯) に対し、臨時特別の給付金 (一時金) を支給します。

【給付対象者】 令和2年3月31日時点で東川町に住民登録のある、平成16年4月2日～令和2年3月31日までに生まれた子どもの児童手当受給者 (児童手当特例給付の受給者を除く)

【給付額】 対象児童一人につき1万円

【手続き】 給付対象者には、5月初旬に制度内容についての文書、受取辞退届出書を郵送します。  
返信期間は1週間とし、5月下旬に振込予定です。

**【お問い合わせ先】 東川町役場 保健福祉課 社会福祉室 ☎82-2111**

**外出自粛、「3つの密 (密閉・密集・密接) 回避」の今だからこそ！ 必要なお買い物は町内で。**

#### ④ 経済対策事業について ※詳しくは、それぞれのチラシをご覧ください

##### ●出前イーツひがしかわ

町内飲食店のメニューを「しごとコンビニ」スタッフがご自宅や職場に配達します。(配達料は無料)

##### ●親子パクパクチケット

町内在住の0～18歳の方、東川高校・旭川福祉専門学校・町立日本語学校に通う学生に配布します。

「出前イーツ」でも使えるので、「3つの密」を避け、ご自宅で“お店自慢の味”をお楽しみください。

##### ●3密避けて町内消費！ HUC (フック=ひがしかわユニバーサルカード) で消費応援企画

電子マネーチャージでプレミアムポイント付与など、HUCを利用するとオトクにお買い物できます。

**感染防止のため、「手洗い」「咳エチケットの徹底」「マスクの着用」をお願いします。**